

令和8年第6回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和8年4月24日(金) 10時42分～11時14分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 桑原昭佳

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹、安永卓生

事務局職員

教育部長(小西由孝)、教育総務課長(梶原康治)、教育総務課長補佐(大久保恵子)、
学校教育課長(岡松賢吾)、学校教育課長補佐(川波麻理、平田隆輔、渡部禎之)、
教育施設課長(斎藤浩)、生涯学習課長(松村浩史)、生涯学習課長補佐(井尻洋子)、
文化課長(瀬尾善忠)、文化課文化財保護推進室長(吉田善彦)

書記

教育総務課総務係長(瓜生知世理)、教育総務課総務係員(平川拓人)

4 案件

(1) 議決事項

議案第21号 臨時代理の承認(飯塚市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則)

議案第22号 臨時代理の承認(飯塚市学校運営協議会委員の任命)

議案第23号 飯塚市立小中一貫校長の任命

議案第24号 飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 報告事項

報告第9号 令和8年第2回飯塚市議会定例会の結果について

報告第10号 飯塚市教育委員会教育長職務代理者の指名について

報告第11号 飯塚市立学校における教職員の働き方改革プラン(第3期)の策定について

報告第12号 飯塚市放課後児童クラブの名称及び定員の告示について(補助執行事務)

報告第13号 市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則について

(3) 協議事項

① 教育行政について

◆令和8年第6回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和8年4月24日(金) 10時42分～11時14分)

○上田委員

ただいまより令和8年第6回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第21号 臨時代理の承認(飯塚市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則)

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

「議案第21号 臨時代理の承認(飯塚市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則)」についてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、令和8年度より、国の教育施策として、学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)が行われることに伴い、小学校の児童の保護者から給食費を徴収しないこととするため、飯塚市給食条例施行規則の一部を改正するものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第25条第2項第2号の規定により、教育委員会規則の制定につきましては、教育委員会会議の議決を経なければなりません。県からの制度決定通知が令和8年4月1日の受理となり、会議を開催するいとまがなかったことにより、同法第25条第1項及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、教育長をして臨時に代理し、規則を制定したため、同規則第4条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正箇所につきましては、3ページの新旧対照表において説明させていただきます。給食費の額については、第2条において、小学校の児童 4,010円、中学校の生徒 4,830円と定めておりますが、公立小学校の学校給食に係る食材費が自治体に支援されることから、附則に「児童の給食費に関する特例措置」として、「令和8年4月1日から当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、小学校の児童の保護者については、給食費の納入を免除する。」及び「前項の規定による給食費の納入の免除は、令和8年度4月1日以後の期間に係るものについて適用し、同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。」を追加するものでございます。

なお、この規則は、公布の日から施行し、改正後の飯塚市給食条例施行規則の規定は、令和8年4月1日から適用いたします。また、中学校生徒及び小中学校の教職員、調理員に係る給食費については、現状どおり変更はありません。

以上、簡単ですが説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第22号 臨時代理の承認(飯塚市学校運営協議会委員の任命)

《説明：学校教育課長(岡松賢吾)》

議案第22号 臨時代理の承認「飯塚市学校運営協議会委員の任命」についてご説明いたします。

議案書5ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、「飯塚市立立岩小学校」、「飯塚市立菰田小学校」、「飯塚市立飯塚小学校」、「飯塚市立片島小学校」、「飯塚市立内野小学校」、「飯塚市立大分小学校」、「飯塚市立高田小学校」、「飯塚市立飯塚第一中学校」、「飯塚市立筑穂中学校」、「飯塚市立穂波西中学校」、「飯塚市立小中一貫校頼田校」が、学校運営協議会を設置する学校として再指定を受けたことに伴い、飯塚市学校運営協議会規則第6条の規定に基づく委員の任命について、飯塚市教育長に対する

事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、教育委員会会議の議決を経なければならないが、会議を開催するいとまがなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、教育長をして臨時に代理したため、同条第2項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

議案書6ページから16ページにかけまして、それぞれの協議会委員名簿を掲載しております。今回任命する委員の任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第22号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第23号 飯塚市立小中一貫校長の任命

《説明：学校教育課長(岡松賢吾)》

議案第23号「飯塚市立小中一貫校長の任命」についてご説明いたします。

議案書17ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市立小中一貫校幸袋校、飯塚市立小中一貫校飯塚鎮西校及び飯塚市立小中一貫校穂波東校校長の任期満了に伴い、飯塚市学校管理規則第32条第2項及び第3項の規定に基づき、小中一貫校長を任命するため、本案を提出するものです。

議案書18ページには、今回任命する校長名及び任期等を記載しております。

以上、簡単ではございますが、議案第23号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第24号 飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

《説明：生涯学習課長(松村浩史)》

議案第24号 飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

議案書19ページ及び21ページまでをお願いいたします。飯塚図書館及びちくほ図書館における「学習室」の利用につきましては、これまでは満室時の混雑対策のため、図書館カウンターで利用手続きを行いまして、図書館スタッフの許可を得てから利用させていただくという運用をしておりました。

しかし、現状として、この手続きをせずに使用している状況があるのですが、特段の問題が発生していないこと。また、利用者の多い飯塚図書館では、学習スペースが3階及び4階に増設されたことを鑑みまして、学習室使用につきましては、事務処理の簡素化と利用者の利便性向上を図るため、今後は、手続きを行わず自由に学習室を利用できるよう、運用を改めることとしたものでございます。

次に、飯塚図書館内の資料の閲覧等をする際にその場所を確保するため、設置しておりましたレファレンス席につきましては、閲覧等が可能なカウンター席の増設しておりますので、特定目的のスペースを確保する必要がなくなりましたので、レファレンス席を廃止して、その机やいすを任意に使用できるスペースに変更いたします。

また、同図書館の対面朗読室につきましては、現状として利用が少なく、一方で授乳室につきましては、子連れの利用者のニーズがあるものと推察しまして、対面朗読室を授乳室に用途変更することいたしました。

以上、簡単ではございますが、議案第24号につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

(原案可決(全会一致))

■報告第9号 令和8年第2回飯塚市議会定例会の結果について

《説明：教育部長(小西由孝)》

報告第9号「令和8年第2回飯塚市議会定例会の結果」につきましてご報告させていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。令和8年第2回飯塚市議会定例会が、令和8年2月20日から令和8年3月23日までの32日間開催されました。そのうちの教育委員会関係の報告を次のページに掲載しております。

23ページをお願いいたします。1の議案につきまして、

議案第31号「令和8年度飯塚市一般会計予算」、議案第50号「飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例」、議案第51号「飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第52号「飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」、議案第53号「飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例」、議案第54号「嘉穂劇場条例」、議案第69号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」、議案第78号「教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」について提案し、いずれも原案どおり可決、また、人事議案につきましては同意されています。

次に、代表質問事項につきましては、23ページから24ページにかけて2の代表質問事項に記載のとおり、3名の議員からそれぞれ質問がございました。

続きまして、一般質問事項につきましては、24ページの3の一般質問事項に記載のとおり、3名の議員からそれぞれご質問がございました。

これらにつきましては、市議会会議録を後日配布させていただきますので、詳細につきましてはその折にご確認いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第10号 飯塚市教育委員会教育長職務代理者の指名について

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

報告第10号「飯塚市教育委員会教育長職務代理者の指名」についてご説明いたします。

議案書25ページをお願いいたします。教育長の任命に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び飯塚市教育委員会教育長職務代理者に関する規則第2条の規定に基づき、教育長が教育長職務代理者を指名したため、本案を報告するものでございます。

飯塚市教育委員会教育長職務代理者として、飯塚市教育委員会委員の上田敬子氏を令和8年4月1日より指名いたします。

以上、報告第10号の説明を終わります。

■報告第11号 飯塚市立学校における教職員の働き方改革プラン(第3期)の策定について

《説明：学校教育課長(岡松賢吾)》

報告第11号、「飯塚市立学校における教職員の働き方改革プラン(第3期)の策定について」説明させていただきます。議案書26ページをお願いします。

報告概要ですが、本市での、学校における働き方改革の基本指針となる「飯塚市立学校における教職員の働き方改革プラン(第2期)」の期間満了に伴い、これまでの取組の成果や、国や県の動向を踏まえ、第3期プランを策定したため、ご報告するものでございます。

内容の説明につきましては、別添資料1で行います。資料2として第3期プラン、資料3として具体的な取組事項をお付けしております。後程、ご確認ください。

それでは、資料1の2ページをお願いします。本市における働き方改革への取組につきましては、下段図

のとおり、令和元年に第1期プランを策定し、令和5年には第2期プランとして改定を行い、これまで、教職員の業務の縮減と適正化を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを確立するための取組を継続して行ってきております。

今回、第2期プランの期間満了に伴い、これまでの取組の成果や、近年の国の動向、給特法の改正による業務量管理・健康措置実施計画としての内容も盛り込み、第3期プランとして改定したものでございます。

3ページをお願いします。プランの構成につきましては、3部構成としており、これまでのプランと同等の内容を第1章と2章に整理・記載し、新たに第3章として保護者・地域向けのページを設け、保護者や地域等に広く周知することで、更なる協力体制を構築していかれたらと考え作成しております。

4ページをお願いします。第1章、プランの基本的な考え方につきましては、構成欄に記載のとおりプランの目的やこれまでの成果と課題、取組の方向性など7項目立てで掲載しております。目的は、これまでのプランと同様に教職員が、健康でやりがいを持って働くことができる環境の整備と、教職員が子どもと向き合う時間を十分確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的としております。

5ページをお願いします。第2章、具体的な取組では、本プランで掲げる取組事項全47項目を教育委員会が主体となって取り組む事項と学校が中心となって取り組む事項に分け、タイトルのみを掲載しております。取組事項の具体的な内容については、別紙資料3としてもお付けしておりますが、全47項目は、別途「第3期プランに掲げる「学校における働き方改革」の取組事項」として整理し、取組を推進し進捗管理を行ってまいります。

6ページをお願いします。第3章は、15ページに保護者・関係者向けに学校の働き方改革への協力と理解についてのメッセージ、次ページ16ページには、学校、教育委員会、保護者や地域、教職員志望者向けに教育長からのメッセージを掲載しております。

今後も引き続き本プランに沿って各種取組を行ってまいります。取組による効果が単なる業務削減や効率化といった視点に留まらず、働き方改革の本質であります「教職員が、日々誇りや喜びを持って働ける学校づくり」という価値観に焦点を当て、働きやすさ・働き甲斐の両立に注視しながら、教育委員会と学校のこれまで以上の連携により取組を行っていきたいと考えております。

説明は、以上となります。

■報告第12号 飯塚市放課後児童クラブの名称及び定員の告示について(補助執行事務)

《説明：学校教育課長(岡松賢吾)》

報告第12号「飯塚市放課後児童クラブの名称及び定員の告示について」ご説明いたします。

議案書27ページをお願いいたします。本件は、飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則第2条の規定により、飯塚市放課後児童クラブの名称及び定員について告示を行ったため報告するものです。

議案書28ページには、各児童クラブの名称及び定員について記載した、令和8年4月1日付け告示内容を添付しております。各児童クラブの定員につきましては、昨年度の増減の状況から検討した結果、令和8年度は昨年度と同様に定員合計3,080人で告示をしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第13号 市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則について

《説明：生涯学習課長(松村浩史)》

報告第13号「市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則について」報告いたします。

議案書の29ページから31ページをお願いします。本件につきましては、イイヅカコミュニティセンター内のサンクス（男女共同参画推進センター）に関する業務に従事するため同センターでこれまで勤務していた職員を、男女共同参画推進事業の充実等のために本庁に集約させることに伴いまして、その職員が不在となりますのでその代理として当課職員がサンクスの施設利用に関する書類受付等の事務を行うこと。

また、あいタウンにございました市民交流プラザがイイヅカコミュニティセンターの3階に移転しましたので、その施設の維持管理に関する事務も同センターの維持管理に含めまして当課職員が行うことを規定するために、今回、規則の一部改正が行われたものです。

なお、本件につきましては、「市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則」として、市長部局において制定、公布されておりますことから、今回の定例会では報告という取り扱いをさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■教育行政について

○教育総務課長(梶原康治)

飯塚市人権教育・啓発推進協議会委員の推薦及び嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議委員の推薦の2件についてご説明いたします。

まず、飯塚市人権教育・啓発推進協議会委員につきましては、現在、上田委員に引き受けていただいているところでございますが、令和8年3月31日をもって任期満了となりましたことから、新たに選出依頼が来ております。後任の任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間について、教育委員の方からの推薦依頼を受けておりますので、よろしければどなたかご推薦をお願いいたします。

続きまして、嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議委員については、現在、高橋委員に引き受けていただいているところでございますが、令和8年5月23日をもって任期満了となることから新たに選出依頼が来ております。後任委員の任期は令和8年5月24日から令和10年5月23日までの2年間について、教育委員の方からの推薦依頼を受けておりますので、よろしければどなたか推薦をお願いいたします。

以上、2名の推薦について、どうぞよろしくをお願いいたします。

○上田委員

それでは推薦したいと思いますけれども、指名推薦の方法でよろしいでしょうか。それでは推薦をしたいと思います。

飯塚市人権教育・啓発推進協議会委員の推薦について。まず「飯塚市人権教育・啓発推進協議会委員」の推薦については、どなたか推薦をお願いいたします。

○大隈委員

飯塚市人権教育・啓発推進協議会委員の推薦ですが、引き続き上田敬子委員にお願いしたいと思っております。長年やってこられていると思っておりますが、よろしくをお願いいたします。

○上田委員

他に、推薦の方はいらっしゃりませんか。以上でしたら、私、上田が飯塚市人権教育・啓発推進協議会委員として推薦をいただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

では次に推薦について。どなたか「嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議委員」の推薦についてお願いしたいのですが。

○安永委員

これまでのご知見もありますし継続してですね、この嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議委員につきましては、高石委員の方をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○上田委員

それでは、その他の方の推薦はありませんでしょうか。無いようでしたら高石委員が嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議委員にご推薦いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

「教育行政について」他に審議事項はございませんでしょうか。特にございませんでしたら「教育行政について」は継続審議とさせていただきたいと思います。

(継続審議)

○上田委員

それでは以上を持ちまして本日すべての議題の協議は終了いたしました。

これを持ちまして、令和8年第6回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例会につきましては令和8年5月25日(月)15:00から、開催いたしますのでよろしくお願いいたします。